

災害等による市県民税・森林環境税減免申請書兼調書

(宛先)

四日市市長

年 月 日

受付印



地方税法第323条、四日市市税条例第51条第1項第3号及び第51条の2、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条の規定により、
 年度市県民税・森林環境税の減免を申請します。

※太枠のみご記入ください

納税義務者	住所	四日市市			電話 ()	—
	フリガナ		生年月日		年 月 日	
	氏名					

※添付書類…り災証明書又はその写し

災害を被った日及び事由

(以下市民税課処理欄)

当該年度分の税額のうち災害等の発生した日以後に納期の末日が到来するものを減免する。

年度	年度分	納税義務者番号	事業所コード	事業所名称	
徴収区分	地区コード	減免期・月	前年の合計所得金額	軽減割合(市県)	減免可否(森林)
			円	/	

期別 区分	1期	2期	3期	4期	年税額
	月～月	月～月	月～月	月～月	
既決					
更正					
差額					

別表 2 住宅又は家財の被害状況に応じた軽減割合(市・県民税)

被害状況	損害割合	前年の合計所得金額			
		500万円以下	750万円以下	1,000万円以下	
損壊	<input type="checkbox"/> 全焼・流出・埋没	50%以上のとき	全部	10分の5	10分の2.5
	<input type="checkbox"/> 全壊				
	<input type="checkbox"/> 半焼・半壊	50%以上のとき	全部	10分の5	10分の2.5
		30%以上50%未満のとき	10分の5	10分の2.5	10分の1.25
※一部の破損・焼失・流出		減免対象外			
浸水	<input type="checkbox"/> 床上 50cm以上	50%以上のとき	全部	10分の5	10分の2.5
	<input type="checkbox"/> 床上 50cm未満	30%以上50%未満のとき	10分の5	10分の2.5	10分の1.25
	※床下浸水以下		減免対象外		
その他	<input type="checkbox"/> 消火による水損	50%以上のとき	全部	10分の5	10分の2.5
		30%以上50%未満のとき	10分の5	10分の2.5	10分の1.25
	※一部の水損		減免対象外		
風雨等による屋根の損壊	<input type="checkbox"/> 全部の損壊	50%以上のとき	全部	10分の5	10分の2.5
	<input type="checkbox"/> 半分程度の損壊	30%以上50%未満のとき	10分の5	10分の2.5	10分の1.25
	※一部の損壊		減免対象外		

※被害状況が重複する場合は、それぞれの損害の程度を考慮して、損害の率を適用する。

別表 3 住宅又は家財の被害状況に応じた減免可否(森林環境税)

被害状況	損害割合	前年中の合計所得金額	
		500万円以下	750万円以下
半壊	20%以上30%未満	—	—
中規模半壊	30%以上40%未満	免除	—
大規模半壊	40%以上50%未満	免除	—
全壊	50%以上	免除	免除

市県民税・森林環境税 減免伺
 上記のとおり処理してよろしいか。

起案日	年 月 日	施行日	年 月 日	分類区分	保存期間	年間	
決裁日	年 月 日	実施日	年 月 日	個人市民税	保存年限	年度まで	
決裁権者	課長	副参事	課長補佐	係長	主幹	起案者	文書取扱主任
課長							